

教習カリキュラムの変更について

旭東自動車教習所

～令和7年4月1日道路交通法施行規則の一部改正が行われました～

今までは、普通免許MTの教習は、教習及び検定をMT車で行っていましたが、今回の改正で**教習の基本がAT車での実施**となり、MT車による教習は追加で受けることとなりました。

AT車による卒業検定合格後、続けてMT車による技能審査に合格することでMT車免許を取得することができます。なお、**普通免許AT車限定には、変更はございません。**

この改正に伴い、10月1日以降、当所に入所される普通免許MT車を希望方は、以下のとおりとなりますのでお知らせします。

普通免許MT車（AT+限定解除コース）

AT車で教習を行いAT車での卒業検定合格後に、MT車による限定解除の教習と審査を実施します。AT車での卒業検定合格後にMT車による限定解除を受けることによりそれぞれに集中して教習を受けることができると思います。

AT限定免許をすでにお持ちの方

既にAT限定免許をお持ちの方は、これまでどおり限定解除教習を4時限（基準）受け、限定解除審査に合格することで、限定解除し普通MT免許が取得できます。

料金改定について

カリキュラムの変更に伴い**令和7年10月1日より料金の改定を行います**
入所手続き、料金についてなどお気軽にお問い合わせください。

